

## 実地指導結果 サービス種別：共同生活援助

令和4年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

| 申請者名           | 所在地 | 事業所名    | 実地指導日    | 文書による指導の内容   | 指導に対する<br>是正状況 | 備考 |
|----------------|-----|---------|----------|--|----------------|----|
| 医療法人南江会        | 須崎市 | ホームまあぶる | R3.7.1   | なし   |                |    |
| 社会福祉法人香南会      | 香南市 | オレンジハウス | R3.11.4  | なし   |                |    |
| 特定非営利活動法人高知タルク | 香美市 | GHちゃめ   | R3.11.30 | 法定代理受領した介護給付費の額を利用者に通知していないことが認められた。法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知すること。   | 改善済            |    |
|                |     |         |          | 防災訓練が実施されていないことが認められた。指定共同生活援助事業者は、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。<br>また、地震防災訓練については、2ヶ月から4ヶ月に1回実施すること。  | 改善済            |    |
|                |     |         |          | 火災が発生した際の利用者への支援方法が、共同生活援助計画に記載されていないことが認められた。<br>指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画に記載すること。  | 改善済            |    |
|                |     |         |          | 預かり金等の管理について、以下のことが認められた。入所者の預かり金等については、「高知県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査要綱（別紙）第1章第5関係県主眼事項及び着眼点」に基づき適正に管理すること。<br>（1）預貯金通帳及び印鑑の保管担当者がそれぞれ別に定められておらず、管理体制が明確になっていないこと。<br>（2）入所者預かり金等の管理に関して、手続き・様式等管理方法を定めた規程が整備されていないこと。 | 改善済            |    |